

公布された条例のあらまし

◇静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和6年1月1日に施行された浜松市の行政区再編に伴い、公職選挙法及び同法施行令の規定に基づき必要な改正を行いました。

2 改正の内容

静岡県議会議員の選挙区及び各選挙区の選挙すべき議員の数を改めました。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。